

令和 7 年 9 月 11 日 (木曜日)

令和 6 年度決算審査特別委員会

(第 4 日目)

令和 6 年度決算審査特別委員会第 4 号

---

令和 7 年 9 月 11 日 (木曜日)

---

出席議員 (1 名)

議長 星 喜美男 君

---

出席委員 (12 名)

委員長	村岡 賢一 君		
副委員長	後藤 伸太郎 君		
委員	伊藤 俊君	阿部 司 君	
	高橋 尚勝 君	須藤 清孝 君	
	佐藤 雄一 君	佐藤 正明 君	
	及川 幸子 君	今野 雄紀 君	
	三浦 清人 君	菅原 辰雄 君	

---

欠席委員 (なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 仁 君
副町長 (総務課長事務取扱)	三浦 浩 君
企画課長	岩淵 武久 君
町民税務課長兼 歌津総合支所長	芳賀 洋子 君
保健福祉課長	阿部 好伸 君
農林水産課長	佐藤 正行 君
商工觀光課長	宮川 舞 君
建設課長	遠藤 和美 君
会計管理者兼会計課長	男澤 知樹 君
上下水道事業所長	小野寺 洋明 君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 宏明 君

総務課課長補佐	渡邊 隆史君
教育育長	小松 祐治君
教育委員会事務局長	及川 貢君
代表監査委員	横山 孝明君
監査委員事務局長	高橋 伸彦君

---

事務局職員出席者

事務局長	高橋 伸彦
主幹	佐藤 美惠

## 令和6年度決算審査特別委員会の会議の概要

午前10時00分 開会

○委員長（村岡賢一君） 令和6年度決算審査特別委員会を開会いたします。

私から一言御挨拶申し上げます。

皆さん、おはようございます。

審査委員会も今日で最終日となりました。最後まで活発な御審査をよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席委員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年度決算審査特別委員会を開会いたします。

暑い方は脱衣を許可いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、認定第1号令和6年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の歳出の審査を継続します。

9款教育費までの審査が終了しています。10款災害復旧費から12款予備費まで、179ページから182ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） おはようございます。

10款災害復旧費について御説明を申し上げます。

決算書は179ページ、180ページから、決算附表は120ページからとなります。

まず、10款全体での決算につきましては1億1,219万6,159円となり、執行率は55.82%、対前年度比で72.53%の減となっております。

引き続き、1項1目農業施設災害復旧費について御説明を申し上げます。農業施設災害復旧費につきましては、大平頭首工の災害復旧工事に係るものであり、執行率は26.76%、対前年度比で78.56%の増となっております。

なお、14節工事請負費において2,331万9,700円を令和7年度に繰越しをしております。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 続きまして、同じページの中段、2目林業施設災害復旧費でございます。こちらは存置科目となっておりまして、令和6年度の支出はございません。

次に、3目漁港施設災害復旧費でございますが、決算額ゼロ、予算執行率ゼロ%、対前年度比100%の減となっております。こちらにつきましては、漁港の災害復旧におきまして、14節工事請負費1件の契約に係る予算について、そのほぼ全額を令和7年度に繰り越したため、執行率がゼロとなっております。

次に、同じページの2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、決算額5,678万9,700円、執行率73.4%、対前年度比で52.5%の減となっております。主な要因につきましては、14節工事請負費が減額になっているものでございます。

最後に、同じページの最下段、2目河川災害復旧費につきましては、決算額3,667万2,900円、執行率80.7%、対前年度比で83.2%の減となっております。主な要因といたしましては、14節工事請負費が減額になったことによるものでございます。

以上、10款の細部説明とさせていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 続いて、11款公債費になります。

181、182ページを御覧ください。

公債費は、町債の元金及び利子の償還金となります。

1項1目元金の執行率は100%、前年度対比では4.4%の増となっております。

2目利子につきましては執行率98.9%、前年度対比で3.8%の増となっております。

なお、町債現在高については、附表の20ページを御参照願います。

最後、予備費となります。予備費につきましては、予見し難い財政需要に対応するため、決算書に記載のとおり充用をさせていただいております。

以上、細部説明とさせていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑お願いします。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 おはようございます。

ページ数179ページ、漁港施設災害復旧費について伺いたいと思います。

先ほど課長の説明ですとゼロということなので、これで災害復旧が全て終わったのかどうかについてと、あともう一件、ちょっと細かいことなんですかけれども、以前この場でも伝えたんですが、折立漁港の瓦礫の部分があつて船を擦るというんですか、そういった部分があつて、その部分はいろいろ県とかそのほか協議というかしながら、いい補助があったら取るというこ

とだったんですけども、その後どうなったのか、もし分かれば伺いたいと思います。

あともう一点、予備費について伺いたいんですけども、普通、予備費を使うときの判断というか決まり方というのはどういう過程で決まっているのか。特に緊急性を要する場合だと思うんですけども、その辺の決断というか、そのところを伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 1点目の漁港施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては、滝浜漁港の船揚場が昨年度の波浪で被災をいたしまして、7年度に繰越しをして、現地については、既に工事が完了しておりますというところでございます。

2点目の折立漁港の港内が基本的には浅くなつて、船が、底がつかえるようなお話かと思うんですけども、ではなくて瓦礫（「瓦礫が」の声あり）港内の瓦礫ですかね。基本的には、瓦礫は、災害復旧とかではなかなか難しいんですけども、そこは、もう一回、現地を確認して、どういう事業ができるのか、確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 予備費についての決算につきましては、総務課財政係が担当となりますので、各課から予備費の充用調書といったものを上げていただいて、総務課で判断するといった内容になります。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 じゃあ1点目のほうなんですかね、折立漁港についてなんですが、今後、現在だとその部分だけ船が止められない状況になっているもんですから、なるべく早めに解消していただけるように、これはお願いじゃないんですけども、進めていってほしいと思います。

あと、予備費については、その額というか、何というんですか、災害なりなんなりの大きさにもよるんでしょうけれども、少額と言われるか、どれぐらいから予備費というか使われるのか、その辺、例えば1万円でも予備費が出るのか、100万円とか、課で持っている予算を流用ではないんですけども、やりくりして使えるのか、その部分の最低限度額というんですか、そういういたやつをお聞かせいただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 予算の執行単位が1,000円単位でやっておりますので、最低ということであれば1,000円の充用ということになります。

○委員長（村岡賢一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑願います。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、10款から12款予備費までの審査を終了いたします。

以上で歳出に関する質疑を終了します。

これをもって一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第2号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理課長。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 認定第2号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明をいたします。

決算書の208ページをお開き願います。

決算の全容について御説明申し上げます。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額19億8,000万804円、歳出総額19億4,483万7,298円、歳入歳出差引額3,516万3,506円で決算いたしました。令和7年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も歳入歳出決算額と同額であります。

184ページへお戻り願います。

歳入の各款の収入済額の構成比につきまして申し上げます。

1款国民健康保険税、構成比15.5%、2款使用料及び手数料、構成比ゼロ%、3款国庫支出金、構成比0.3%、4款県支出金、構成比70.5%、5款財産収入、構成比ゼロ%、6款繰入金、構成比10.9%、7款繰越金、構成比2.8%、8款諸収入、構成比0.1%、歳入合計額の対前年度

比はマイナス4.2%です。

なお、国民健康保険税の収納率は93.5%となりました。

収入未済額は2,111万4,678円となりました。これは、前年度の1,748万509円から360万円ほど増加しております。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 続きまして、歳出について御説明申し上げます。

決算書は198ページから、決算附表は125ページからとなります。

1款総務費は、国保特別会計を運営するために必要な職員の人事費、電算システムや保険税の賦課徴収等に係る物件費など総括的な管理費用を支出しております。予算執行率は92.5%、対前年度比較ではプラスの36.5%となっております。増額の主な理由は、1項1目一般管理費において、システム改修に係る委託費用及び職員の人事費の増額によるものでございます。

次に、200ページ、201ページ中ほどになります。

2款保険給付費は、被保険者の疾病、負傷等の療養に対して保険者が負担する療養給付費、高額療養費、出産、葬祭に対する保険給付を行っているものでございます。予算執行率は94.6%、前年度比較ではマイナスの0.6%となっております。

202ページ、203ページ下段の3款国民健康保険事業納付金は、国民健康保険事業の財政運営を安定的に行うため、現在は国保財政の都道府県単位化の制度の中で、各市町村は、県が毎年度算出した納付金を県に支払う仕組みとなっております。予算執行率は100%、対前年度比較ではマイナスの3.6%となっております。

204ページ、205ページをお開きください。

4款共同事業拠出金の支出はございませんでした。

5款保健事業費は、特定健康診査及び特定保健指導等の実施に要する費用を支出しております。予算執行率は74.7%、対前年度比較ではマイナスの36.5%となっております。減額の主な理由は、計画策定等に係る業務委託費が減額となったためでございます。

次に、ページ下段から206ページ、207ページを御覧ください。

6款基金積立金は、財政調整基金及び基金利子の積立てでございます。

ページ上段の7款公債費は、一時借入金に係る利息を支出しております。

中段の8款諸支出金は、国保資格の遡及喪失や所得の更正申告等による国保税の減額に伴う還付金、国保診療施設としている南三陸病院会計への繰出金を支出しております。予算執行率は94.9%、対前年度比較ではマイナスの14.6%となっております。繰出金の減額によるものでございます。

ページ下段の9款予備費については、7款1項公債費と8款1項償還金及び還付加算金にそれぞれ充用しております。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑をお願いします。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 ページは200ページになりますか、療養給付費の中の給付費そのものについても若干お伺いしますが、手数料について主に聞きたいと思っております。

療養給付費、国民健康保険に加入している人が町民の全員というわけではないので、ただ、この保険医療費の関係ですね、療養給付費がどういうふうに推移していくかということは、町としても非常に重要な課題だろうなというふうには考えております。例えば決算附表の126ページを見ますと、前年度からの増減等が分かるわけですけれども、療養給付費全体としては、やや減少しているというふうなことが見られるかなというふうに思いますが、令和6年度を振り返って、令和5年度よりもこの療養給付費がこのように変化したということ、何か特段の理由、状況的な背景、何があったのかお伺いします。

もう一つはですね、今、附表の中で療養給付費等の支払い状況という表が真ん中にありますけれども、療養給付費は、令和5年度より令和6年度のほうがマイナス1,910件なので減っていますと、療養費も同様にちょっと減っています。一番下ですね、金額ですね、療養給付費等の合計額は、これも減っていますと。それはそうですよね、件数が減っていますから総額も減るよねと。ただ、手数料だけ上がっているんですね。令和5年度から令和6年度にかけて審査支払手数料が支払基金との協議の中で増額したという話は、私は聞いていなくて、むしろ減額したんじゃないかなと思っていたんです。例えばまた決算書に振り返ってみると、200ページですね、保険給付費の中の療養給付費の欄を見ますと、2款1項1目ですね、当初予算額が12億3,500万円で、途中で減額補正して支出済額は11億1,100万円ですので、当初予算より

も療養給付費は減ったというふうに言えるのかなと思うんですね、数字を見れば。療養費も同じく若干減っていますと。3目の審査支払手数料を見ると、当初では350万円ですね、で支出額は359万円に増えているんですね。当初でこれぐらいの療養給付費が見込まれます、じゃあ支払手数料はこれぐらいですよねというのを見積もったはずなのに、療養給付費は減っているのだが支払手数料が増えるというこのなぞの現象は、どのような仕組みで起こったのか。説明があるのかなと思ったんですけれども、なかったのでお伺いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 支払手数料の件につきましては、今手元に資料がないので後ほど御回答とさせていただき、大変申し訳ございません。

そして、医療費の傾向につきましてなんですけれども、令和3年度までは増加傾向にあったわけなんですけれども、団塊の世代の方の一部がですね、後期高齢者医療への移行が進んだということもありまして、国保の医療費としては、減少傾向になっているということで捉えてい

るところでございます。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 療養給付費全体の話は、何でしょうね、令和6年度に特段の何か社会的な大きな変化があったとかいうことではないよというようなお話をしたので、ただ、決算ですので先の話をしてもしようがないんですけれども、この先こういった医療費の増大というのは、非常に重要な問題かなって、町だけの問題じゃないので引き続き注視していく必要があると思いますけれども、決算の段階ですから分析していくということは大事だと思っているんですね。

その中で、すみません、手数料の話は、私ももうちょっと何でしょう、詳細に、自分なりにこの決算書を見て数字を分析、分析というか数字の意味を解釈していったら誰もが思い当たる疑問かなと思ったんですよ。お医者さんにかかるて療養給付費が発生します。それがレセプトで、何でしょう、一件一件に関して決まっているはずなんですね、幾らですか、何十何円ですか、何十何.何々円ですみたいな。なので何というか、療養給付費の件数が増えればそれは手数料が上がるし、減れば減るよねというふうに思ったんですけども、減ったのに増えたので、令和5年度と令和6年度で何でしょうね、レセプトでいうと2種類ぐらいあると思うんですよ。通常の審査支払手数料の場合と、何でしょう、明らかにこういう症状なので支払手数料が安くなるというか半分ぐらいになるやつ、その2段階みたいのがあると思うので、令和5年度と比べて令和6年度が、そっちのほうが、安くなるほうが増えたのかなとか思ったんで

すけれども、特に情報が課長のところに上がってきていなかったので、その後で  
という話なんすけれども、額的にそれほど大きくなないので、あと議決を先にしてもいいのか  
なという気もしますが、例えばこれがミスでしたみたいな話になると、可決していいんだろう  
かというのをちょっと思っていまして、どうしようかなと思っておりますけれども、こういう  
ことはあるのかな。質問するのも答えるのも非常に難しいと思うんですけれども。

○委員長（村岡賢一君） 暫時休憩をします。

午前10時26分 休憩

---

午前10時40分 再開

○委員長（村岡賢一君） 再開をいたします。

後藤伸太郎委員の質疑に対して答弁を求める。町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 大変申し訳ございませんでした。確認しましたところ、給付件数と審査の手数料の件数はイコールにならない部分がございまして、そこについて、医療費助成を行っていて窓口負担なくですね、受診されている方の分も含めた形で審査が行われている部分も含まれるということで、そういうふうに療養給付のほうの件数が減ってもそういうふうに増える現象というか、審査支払手数料が増えていくというようなことがあり得るということで、今回はそのようなケースということで御回答させていただきます。時間を取りませまして大変申し訳ございませんでした。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 大変よく分かりました。

○委員長（村岡賢一君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、南三陸町国民健康保険特別会計の審査を終わります。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第3号令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 認定第3号令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明をいたします。

219ページをお開き願います。

決算の全容について御説明いたします。

歳入総額1億8,841万2,563円、歳出総額1億8,506万8,685円、歳入歳出差引額334万3,878円で決算いたしました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も歳入歳出差引額と同額であります。

209ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比について申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、構成比76.1%、2款使用料及び手数料、構成比ゼロ%、3款繰入金、構成比23.1%、4款繰越金、構成比0.5%、5款諸収入、構成比0.3%でございます。歳入合計額は対前年度比でプラスの12.7%です。これは、後期高齢者医療保険料収入の増加によるものであると捉えております。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 続きまして、歳出について御説明申し上げます。

決算書は217ページ、218ページ、決算附表は132ページとなります。

宮城県後期高齢者医療広域連合に対して、被保険者から納付された保険料と後期高齢者医療制度における保険料軽減に係る公費負担分の納付金が主な内容でございます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金です。予算執行率は100%、対前年度比較ではプラスの12.3%となっております。

2款諸支出金は、過年度分の保険料の過誤納還付金及び一般会計への繰出金でございます。

3款予備費の支出はございませんでした。

以上、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明といたします。よろしくお願ひいたします

す。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって認定第3号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第4号令和6年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和6年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求める。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 認定第4号令和6年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明をいたします。

決算の全容について、初めに御説明いたします。

250ページを御覧ください。

歳入総額17億1,671万4,727円、歳出総額16億6,298万842円、歳入歳出差引額5,373万3,885円で決算いたしました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も歳入歳出差引額と同額であります。

220ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比について申し上げます。

1款保険料、構成比19.1%、2款使用料及び手数料、構成比ゼロ%、3款国庫支出金、構成比24.1%、4款支払基金交付金、構成比24.3%、5款県支出金、構成比14.3%、6款財産収入、構成比ゼロ%、7款繰入金、構成比13.9%、8款繰越金、構成比4.2%、9款諸収入、構成比ゼロ%であります。歳入合計額は対前年度比でプラスの0.7%です。また、介護保険料の収納

率は99.6%となっております。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 続きまして、介護保険特別会計の歳出について細部説明をさせていただきます。

事項別明細書により御説明をいたします。

決算書234、235ページをお開きください。

1款総務費です。総務費全体としての決算額は1,620万1,202円、1款全体の予算に対する執行率は90.3%で、決算額の対前年度比は23.3%の減となってございます。

次に、項別の御説明をいたします。

1項総務管理費です。予算に対する執行率は88.4%、決算額の対前年度比は45.2%の減となってございます。ここでは職員人件費や事務的経費を支出しております、減額の主な理由としては、高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定業務と介護認定報酬に係るシステム改修業務が令和5年度に完了したことによる減額となってございます。

次に、2項徴収費です。予算に対する執行率は69.3%、決算額の対前年度比は1.3%の増となっております。ここでは、介護保険料の納入通知書作成等に係る経費を支出しております。

次に、3項介護認定事業費です。

ページは234、235ページの下段から236、237ページに続きます。

予算に対する執行率は96.7%、決算額の対前年度比は1.6%の増となってございます。ここでは、介護認定審査に要する事務的経費を支出しております。

続きまして、236、237ページの上段からとなります。

2款保険給付費です。保険給付費全体としての決算額は15億1,723万4,353円、2款全体の予算に対する執行率は98.0%で、決算額の対前年度比は3.5%の増となってございます。

2款1項の介護サービス等諸費を単位で見ました場合には、3目の地域密着型介護サービス給付費が前年度よりも4,000万円ほど減額となってございますが、こちらにつきましては、社会福祉協議会が運営する戸倉デイサービスの閉所及び志津川デイサービスセンターの通所介護における適用区分の変更によるものでございまして、その分としまして1目の居宅介護サービス給付費が増額となっているものでございます。また、5目の施設介護サービス給付費については7,800万円ほど増加し、年間約180件の利用が増えており、特に介護老人保健福祉施設に

については、介護度の低い方の利用が増加している状況でございます。

なお、238、239ページの中段以降に記載しております2項の介護予防サービス等諸費、3項のその他諸費、4項の高額介護サービス等費、5項の高額医療合算介護サービス等費、6項の特定入所者介護サービス等費を含めた各給付項目の詳細につきましては、決算附表の135、136ページに記載をしておりますので、御参照をお願いいたします。

続きまして、242、243ページの中段からとなります。

3款地域支援事業費です。地域支援事業費全体としての決算額は5,422万83円、3款全体の予算に対する執行率は89.8%で、決算額の対前年度比は1.2%の減となってございます。

3款の詳細について御説明を申し上げます。

1項1目介護予防生活支援サービス費です。こちらは、要支援1及び要支援2の方へのサービス給付に係る経費でございまして、決算額の対前年度比は2.6%の増となってございます。

次に、2項1目一般介護予防事業費です。こちらは、介護予防事業に係る事業費等を計上しております、決算額の対前年度比は25.6%の増となっております。増額の主な理由といたしましては、介護予防教室の実施回数を増やしたため委託料が増額となったものでございます。

続きまして、244、245ページの上段からとなります。

3項1目包括的ケアマネジメント支援事業費です。こちらは、地域包括支援センターの運営に係る専門職員等の人事費及び相談等事業における経費を支出しております。決算額の対前年度比は15.2%の減となっております。減額の主な理由といたしましては、人事異動に伴い人件費が減となったものでございます。

次に、3項2目任意事業費です。こちらは、在宅介護家族への支援として家族介護用品支給事業や成年後見制度利用に係る事業費について支出をしております。

次に、3項3目 在宅医療介護連携推進事業費です。こちらは、在宅要介護者について医療介護の連携に係る支出をしてございまして、関係者との協議などにおける費用を支出してございます。

次に、244、245ページの下段から246、247ページの上段までとなります。

3項4目生活支援体制整備事業費です。こちらは、生活支援コーディネーター配置に係る委託料等を支出しております、決算額の対前年度比は5.7%の増となってございます。

次に、246、247ページの上段からとなります。

3項5目認知症総合事業費です。こちらは、認知症対策に係る事業経費でございまして、認

知症予防に係る講演会等を実施をさせていただいてございます。

次に、4項1目審査支払手数料です。こちらは、介護予防マネジメント費に係る国保連への審査支払手数料となっております。

続いて、246、247ページの下段からとなります。

4款基金積立金です。4款全体としての決算額は3,783万4,163円、予算に対する執行率はほぼ100%でございまして、決算額の対前年度比は25.8%の減となっております。基金積立金につきましては、昨年度からの繰越金の2分の1相当額を基金に積立てているというものでございます。

次に、246、247ページの下段から248、249ページの中段までとなります。

5款諸支出金です。5款全体としての決算額は3,749万1,041円、予算に対する執行率はほぼ100%で、対前年度との比較では4.4%の減となっております。

詳細について御説明を申し上げます。

1項1目第1号被保険者保険料還付金です。こちらは、第1号被保険者に係る過年度分の保険料の還付分となってございます。

次に、246、247ページの下段からとなります。

1項2目還付金です。予算に対する執行率はほぼ100%でございまして、過年度分の決算確定に係る国庫及び県の負担並びに支払基金のそれぞれの額の確定に伴う返還金となってございます。

次に、248、249ページの上段からとなります。

1項3目第1号被保険者還付加算金です。支出はございませんでした。

次に、2項1目一般会計繰出金でございます。予算に対する執行率はほぼ100%でございます。決算額の対前年度比は378.5%の増となってございます。こちらにつきましては、先ほど1項2目の償還金で申し上げました返還の町負担分でございまして、5年度事業分に係る余剰分の町負担について、一般会計にお返ししたという内容でございます。

最後に、6款予備費でございます。支出はございませんでした。

歳出合計、支出済額16億6,298万842円、執行率は97.2%、対前年度では3,000万円ほど、率にして1.9%の増となりました。

以上、歳出に係る細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） ここで休憩といたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時20分 再開

○委員長（村岡賢一君） 休憩前に引き続き審査を行います。

介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 では、介護保険特別会計、2点ですね、御質問させていただきます。

1点目は、ページは242、243ページ、3款2項一般介護予防事業費の部分でお尋ねいたします。附表139ページから140ページを参考にさせていただきたいんですが、先ほどの説明のとおりですね、もともと高齢化率も上がっていいく、要介護者も、激増ではないですけれどもやっぱり増える傾向にあって、そして介護サービス全体も増加傾向ということで、その一歩手前としては、この介護予防というのは、やはり重要な部分というふうに捉えております。昨年も同じような質問をした記憶もあるんですが、改めていろいろ実績、6年度を見てみると、工夫の跡はすごく見られているというふうに思いました。とはいえて中身的なところを見ていくと、変化しているところもありましたが、変化していないところもあるのかなというふうに思いました。いきいき百歳体操実施団体について取り上げますと、29団体、令和5年度は28団体と報告がありました。もちろん今年度も取り組んでいらっしゃると思うんですが、なかなか増えているかない、何でしょうね、要因とかというものがあればお聞かせいただきたいですし、あと、団体数ではなくて人数ってどうなのかなというのはちょっと気になるところでございますので、そこをお示しいただければと思います。

それから、2点目については、ページは244、245ページ、附表で見ますと140ページ、3款3項包括的支援事業、その中で高齢者虐待相談という記載事項がありまして、高齢者虐待防止ですね、権利擁護事業、虐待相談が今回は9件、前年度は6件ということで、件数自体は、数だけ評価すれば少ないのかもしれません、とはいえて1件でもあれば、これは深刻な問題というふうにも思いますので、相談実績は継続案件なのか、それとも改めて新規案件なのか、その点をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、まず、介護予防の関係のいきいき百歳体操のことでの御回答をさせていただきます。

いきいき百歳体操につきましては、附表に記載のとおりですね、6年度につきましては、29団体の方に活動をいたしましたというところでございます。直近の情報で申し上げますと、今時点ではですね、32団体まで増えておりまして、団体数で申し上げますと3団体増えているというような状況でございます。

あと、御質問にありました人数といったところでございますけれども、29団体の令和6年度については334名、直近で押さえている情報では、今、32団体で383名の方ということでございますので、人数で申し上げますと49人の方が増となってございまして、いきいき百歳体操のほうにも御参加をいただいているというところでございます。

このいきいき百歳体操につきましては、介護予防のメイン的な事業ということで取組をさせていただいておりまして、長く継続してというところで、飽きの来ないような形でですね、活動に参加いただいている方にもそういうふうに思っていただけるような工夫といったところも考えているところでございまして、定期的に参加をするスタッフの方のスタッフ定例会だったりとか、それから、あと、いきいき百歳体操に御参加をいただいている方の交流会のようなものも開催をしておりますので、そういう面では、いきいき百歳体操、利用者増といったところの取組の一つとして、そういうものも対応させていただいているという状況でございます。

それから、2点目の高齢者虐待の関係でございますけれども、この9件につきましては、新規のものもあれば継続のものもあるということで御理解をいただければと思います。高齢者の虐待、若干ではありますけれども増えてきているという状況でございますし、通報いただいた後には、しっかりととしたケース会議、今後の対応といったところを関係機関で協議しながらですね、高齢者虐待の対応に当たっているというところでございますし、なかなか相談を受けてすぐに解決するというような事案でもないということでございますので、時間をかけて丁寧な対応といったところを心がけているという状況でございます。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 答弁、説明いただきました。介護予防ですけれども、健康づくりの場であるとともにコミュニティの場であるということも大事ですし、単身高齢者、特にこれは災害公営にいる方かもしれません、災害公営に限らずですかね、単身高齢者も増えていく中ですね、生活不活発病の予防という観点からすると、非常に大事な事業であると認識していますので質

問させていただきました。どんどんどんどん増えていく傾向は喜ばしいこと、ただ、とはいえるでしあうね、いろいろ工夫はされているのは理解しているんですが、やはり個々の団体を見ると、どうしても参加する方がちょっと減っている団体さんもあってですね、その維持というものをどういうふうにしていくのかなと、人が集まらなければやめちゃおうかなというふうに思われてしまわないようにですね、いろんな効果があるんですよという情報共有の仕方はやっぱり大事かなということで、今、スタッフ定例会ですか交流会開催というのは、すごくいいことだというふうに思いました。

重ねてお聞きしたいのは、入るに当たって改めて確認の意味合いになるかもしれませんけれども、高齢者がやるというイメージは膨らんでしまうのかなというふうにどうしてもなってしまうんですが、これは年齢ですとか、例えば団体の人数要件ですとか、それから、これは任意団体でもいいと思うんですけれども、一応どんな何でしょうね、グループの何か、こういうグループだったらいいですよという決まりがあるかどうかというのをまた改めてお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高齢者虐待については、やっぱり1件でもあるとですね、御本人もそうですし、家族、それから地域社会への影響もすごく大きい案件だというふうに思います。特に高齢者の方ですと、身体的被害があった場合、長期化していきますし、あとは虐待の種類というか、身体的虐待だけじゃないんですよね。経済的虐待とか心理虐待も含まれますけれども、いろいろ問題は複雑化・多様化しているなというふうに思いますので、今、答弁がありましたとおり、早期発見、通報体制の整備だったりとか介護者の支援、それから地域住民への啓発というのも大事な部分かなと、見守りの部分ですね、あとはもう一つ、法制度の活用ですね。権利保護のための成年後見制度であったりとか、そういったところを含めてその体制はもちろん取られていると思うんですけども、これをスピード感を持って対応できるような体制になっているのかどうか、もう一度お示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

まず、年齢、人数とかの団体の要件といったところのお話ですけれども、要件としますと、基本は65歳以上の高齢者の参加が5人以上というようなくくりを設けさせていただいておりますので、そのくくりの中でいきいき百歳体操だったりそれ以外のですね、何でしょう、自主活動といいますか、そういったものにも、やるに当たっては、町とすると65歳以上の高齢者で5

人以上というのを一つの団体というかグループの目安というふうにさせていただいているところでございます。

それから、あと、そういう団体の方々を今後は町のほうとしてもですね、増やしていくたいというふうなところも考えているところでございますし、町で、今、いきいき百歳体操をはじめですね、各種健康増進、それから介護予防に資する活動などといったものを実施しているところでございますけれども、中にはですね、こういった自主活動団体のほうでも独自にやられているものもありますし、町の一緒の事業と一緒にやりたいとかというようなお話をいただいているところでございますので、そういうところは今後も継続をさせていただきながら、また広くですね、こういった事業をやっていますよというのを、皆さんにも周知をさせていただきながら、やることによる効果といったところも含めて広く周知をしていきながらこういった団体に多く参加していただき、それをサポートしていくような体制を今後も継続していくたいというふうに考えてございます。

それから、あとは、虐待の関係といったところで、今、委員のほうからもお話しいただきました見守りといったところも大切になるというところでございますし、権利擁護の関係、成年後見といったところのお話もいただきました。迅速な対応といったところに関連しての回答にはなりますけれども、町のほうでは、今年度ですね、成年後見制度利用促進協議会というのも立ち上げさせていただきまして、その中で成年後見制度の利用だったり、それから権利擁護の支援といったところを、関係機関と連携して案件があれば取り組んでいきましょうというような動きを今年度からスタートさせていただいておりますので、高齢者虐待にも関連する部分はあると思いますので、こういった協議会なども活用しながらしっかりとした体制をこれからも続けていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 地域活動支援事業としての在り方としてというか、まずいきいき百歳体操は、一応目安としては65歳以上、5人以上のグループということで、ある程度、一定程度の基準を設けないと、結局、何でしょうね、補助金の要件とかの絡みもあるのでですね、そこは基準が必要かなというふうに思うんですが、一方では、今やっている方々、当事者の皆様も大事なんですけれども、そういう事業をやっているということを、何でしょうね、逆に言うと、若い世代も含めて何でしょうね、健康づくりだけでやっているんじゃないですよ、介護予防だけでやっているんじゃないですよというですね、周知の仕方というか共通理解がないと、やっぱり広が

っていかないのかなというのは、どの事業にもそうなんですが、感じることではありますので、一応グループの要件は分かりましたけれども、とはいえる人も参加できるんですよ的な持つていき方というのはいいのかなと、必要なのかなというふうに思いますので、その工夫はまた次の段階で求めたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。もし考えがあればお聞きしたいと思います。

それから、高齢者虐待の件については、とはいえる課題解決は大事なんですけれども、どうしてもいつもついてくるのが個人情報保護の観点というのも、なかなか難しいデリケートな部分がありますので、見守るといつても踏み込めるかといったら決してなかなかそうなるかというと、そうではないというふうにも現場を見て思いますし、そういう中でですね、その当事者というかその方の権利を守るために、地域福祉計画の重点項目になっている成年後見制度というものを、今、答弁では、今年立ち上げて始まりましたというのは伺ったんですけども、この促進についても本当にスピード感が必要かなというふうには思います。これだけ問題が多様化・複雑化というふうにワードを繰り返す福祉関連の部分ですので、アウトリーチも始められますので、ぜひつなげていただきたいなというふうに思っております。

最後にお聞きしたいのは、成年後見制度についても、任意後見制度、法定後見制度、2つあると思います。この2つの周知の仕方も大事だと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） まず、1点目に御質問いただきおりました若い世代の方へのといったところ、健康づくり、介護予防両面からといったところでございますけれども、いきいき百歳体操については、介護予防的な要素がメインということでやらせていただいておりますけれども、委員からお話がありましたとおり、若い方の健康増進といったところにも、こういった何でしょうね、運動とか体操といったところの要素を取り入れながら何かできないかといったところは、今後、課内でも検討させていただきたいと思ってございます。

それから、成年後見制度でございますけれども、この制度の中で今お話がありました任意後見、それから法定後見ということで、制度とすると2つのやり方、対応の仕方があるというところでございます。なかなかこの制度もですね、複雑といいますか、理解をいただくまでに時間がかかるというような内容でございますので、まず、成年後見制度の周知の仕方といったところについては、分かりやすく工夫をしながらといったところは、心がけていかないといけないのかなというふうに思っておりますし、その任意と法定の違い、どういった方々が利用できる

のかといったところも含めまして、より分かりやすい周知の仕方といったところに努めていきたいと思っております。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ページ数246ページ、附表141ページ、認知症総合支援について伺いたいと思います。

これは、附表にあるように、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して事業を実践したことであれなんですかけれども、取組としては、認知症カフェ5回、物忘れ相談4回やっているんですけれども、そこで伺いたいのは、今回この決算で減額になっているわけなんですけれども、単純に認知症の方たちが減っているのか、または、この事業による効果のほどを伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

246ページの目で5目の認知症総合支援事業費でマイナスになっているというお話をよろしいでしょうか。こちらの補正減の内容につきましては、当初、研修会への参加を予定していたんですけれども、その研修会の参加の仕方として、ウェブのほうで研修会を対応するということになったということでございまして、その分の減ということで捉えていただきたいと思っております。

あと、認知症の総合事業ということで、附表にも記載させていただいているとおり、物忘れ相談だったり認知症カフェというのを開催をさせていただいている。こちらは、毎年のように開催をさせていただいている事業、取組ということでございますけれども、町のほうとすると、あと、認知症のサポーター養成講座ということで、こちらも実施をさせていただいているんですけれども、地域の中で認知症の方々の理解を促進したりという支援といったような方々の人材を育成して育てたいという思いでこういったサポーター養成講座というのも開催をさせていただいているので、今後もですね、認知症の方の何でしょうね、サポートといったような対応は、引き続き実施をさせていただきたいと思っておりますし、こういった認知症の総合事業の中での効果というのは、一定程度あるのかなというふうに認識してございます。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 減額の理由としてオンラインになったということで分かったんですけれども、今年度に関しては10万円ぐらい増えているんですけれども、そういった取組に関してどのよう

な形で進んでいるのか、伺いたいと思います。

あと、認知症に関しては、私をはじめ予備軍と思われる方もいると思われるんですけども、そこで伺いたいのは、先ほど課長の答弁があったんですけども、認知症の方の具体的把握とやってできるものなのか、できないものなのか。そして、これも分からぬからあれするんですけども、認知症なるもの、病院で治ったり改善されるものなのか、昨今、薬もあるというような話を聞いているんですけども、あともう一点は、以前は認知症とかで、町内の無線で尋ね人みたいにして放送もあったに記憶するんですけども、昨今、徘徊等は起きているのか、当町で、そして、もしその対策として何かあるんだったら、その点を伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

認知症の事業の推進といったところにつきましては、国・県もそうですけれども、そういうところを通じて勉強会、研修会とかというところが多くございますので、我々担当する職員も含めですね、そういう知識を身につけたり勉強したりといったところの機会にもなりますので、そういう場には、積極的に参加をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、人数的なお話をいただきました。認知症につきましてはですね、介護認定の認知症自立度というのがございまして、その自立度が2以上であれば、いわゆる認知症の方であると言われておりますので、その人数で申し上げますと、令和5年度が558人、令和6年度が602人ということで、人数的には、2か年の、すみません、比較しかデータを持ってございませんが、増加をしているという状況でございます。

あと、それから行方不明の関係とかですかね。すみません。認知症は薬で治るのかというような御質問をいただいたんですけども、そういう薬もあるんでしょうけれども、こうすれば治るというのは、この場でなかなか確定したようなお話はできないので御理解をいただきたいと思います。

あとは、徘徊などといったところで、お話をございますけれども、防災無線とかで放送ということになりますと、行方不明の方もそうですけれども、まずもってそういう情報を、警察のほうで行方不明届を受理して、家族の了解をもらってとかというような手続、流れになりますので、そういうルールの下に对外的な周知というかをさせていただいているというところで御理解をいただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） いいですか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の答弁で分かったんですけれども、医者で治るようなあれではないというこ  
となので、今後、こういった予防の事業をしっかり取り組んでいっていただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって、認定第4号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定  
されました。

次に、認定第5号令和6年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題  
といたします。

令和6年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 認定第5号令和6年度南三陸町市場事業特別会計歳入  
歳出決算の細部説明をいたします。

決算書の261ページを御覧ください。

歳入総額3,808万2,312円、歳出総額3,465万8,755円、歳入歳出差引額342万3,557円で決算い  
たしました。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額も歳入歳出差  
引額に同じであります。

251ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比について申し上げます。

1款使用料及び手数料、構成比39.1%、2款県支出金、構成比0.2%、3款繰入金、構成比  
46.3%、4款繰越金、構成比12.8%、5款諸収入、構成比1.7%でした。歳入合計額は対前年  
度比でマイナス49.1%、これは、卸売市場使用料、一般会計からの繰入金がそれぞれ減少した  
ことが主たる要因であると捉えております。

調定額イコール収入済額でございますので、収入未済額はありません。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 引き続き、市場事業特別会計の歳出について御説明を申し上げます。

決算書は257ページ、258ページから、決算附表は143ページとなります。

1款1項1目市場管理費については、執行率が93.03%、対前年度比で50.44%の減となっております。減額の要因につきましては、令和6年度においては、大型の機械整備等がなかつたことによるものであります。

次に、決算書259ページ、260ページになります。

2款1項1目予備費についてであります。予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、市場事業特別会計の歳入歳出の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑をお願いします。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 附表の143ページ、主力魚種の水揚げ金額について伺いたいと思います。

私も深い意味はないんですけれども、いつもタコの質問をしているもんですから、最後の質問になるかもしれないんですが伺いたいと思います。それで伺いたいのは、令和6年度、26億円の水揚げで、その中の約4分の3をギンザケが占めています。そこで、今年もよかつたというような話は聞いているんですけれども、集計できていまつたら今年はどうだったのか、その点、1点伺いたいと思います。

あと、次に、タコの水揚げについて伺いたいんですけども、なぜかタコの分だけ詳しい表が出てます。そこで伺いたいのは、タコ類として1億7,000万円出ているんですけども、これはマダコの分が1億4,600万円で、残りの分はミズダコとか、昔いたあいのこみみたいなタコなのか、その辺を伺いたいと思います。

あと、附表についてなんですかね、水揚げ金額の、私、何年か前も聞いたんですけども、でき得るならば水揚げ金額とかに合わせてベスト5とか、そういう形で表示していただけますと見やすいと思うんですけども、そこで伺いたいのは、この5品目以外の6番目から二、三種、どういった魚種が揚がっているのか、伺いたいと思います。

あとは、もう一点は、タコに関してなんですかけれども、これは関連になるかどうか分かんないんですが。

○委員長（村岡賢一君） 3点までです。

○今野雄紀委員 タコを使ったまちおこしというか、していたような記憶があるんですけれども、昨今、ウニ丼とかいろんなギンザケを使ったやつはあるんですけれども、タコを使ったまちおこしも、今後していく必要もあるんじゃないかと思うんですが、その点について伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、4点あったうちの1点目、ギンザケの今年の状況でございますけれども、今年度はですね、対前年度比で5億円ほど金額にして増という状況になっております。我々も大変よかったですというふうに思っているところでございます。

それから、附表の143ページのタコ類の表記につきましては、議員お見込みのとおりというところでございます。

それから、3点目ですね、そのほかのものということについてですけれども、例えばカレイですとか、タラ類とかヒラメといったようなのが、比較的多く水揚げされているという状況でございます。

最後に、4点目のタコを使ったまちづくりということ、一つの例としてなんですかけれども、一般会計のほうにはなるんですけれども、魚食普及の補助金というのも準備しておりますので、そういった部分もですね、御活用いただければなおいいのかなというふうに思っております。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 じゃあギンザケの水揚げを今年5億円あれしたということなんですかけれども、やはり以前養殖していた人に聞くと、海水温の関係とかいろいろ今年はよかったですけれども、今後の推移というか、ばくちみたいなもんじゃないかという見方をされている方もいるんですけれども、そこで、町としてこういったギンザケ養殖に対してサポートできる分というのはどういった形で考えられているのか、その点を伺いたいと思います。

あと、魚種に関しては、具体、4分の1ぐらいの金額になっているんですけれども、そのほかで伸ばしていけるような部分が可能性としてあるのかどうか、再度伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、1点目のギンザケへの町としてのサポートという部分に

ついてでございますけれども、一つの例として挙げれば、今、町でふ化施設を使ってギンザケの試験飼育をしているというところでございますけれども、もしこれがですね、実現可能だと、一つ経営としてもですね、可能だということになれば、それは、安定的に稚魚を確保できるという意味で、一つのそういったサポートになるのかなというふうには考えております。

2点目、端的に申し上げれば、もっと水揚げ金額を上げる方法ということですかね。ギンザケ以外の部分でということにつきましては、一つの可能性としてあるのであれば、それは陸上養殖の方々に市場を御利用いただくといったことは、相手のある話ではございますけれども、そういった部分は検討していく必要があるのかなと思っております。

○委員長（村岡賢一君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって認定第5号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと採決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は午後1時10分からといたします。

午前1時5分 休憩

---

午後 1時10分 再開

○委員長（村岡賢一君） 休憩前に引き続き審査を続行します。

次に、認定第6号令和6年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和6年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寺洋明君） それでは、認定第6号令和6年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明をさせていただきます。

決算書は262ページ、263ページをお開き願います。

まず、3条予算、収益的収入及び支出でございます。1年間の企業の経営活動に伴い発生した収益と費用でございます。

上段収入から、1款水道事業収益の決算額は6億2,436万7,591円、前年度比較で2,406万2,904円、率にしまして3.7%の減となっております。

1項営業収益における給水収益につきましては、税抜きでの前年度比較で約3,500万円、率にして12.9%の増となっておりますが、令和5年度におきまして、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策といたしまして基本料金を5か月分減免しており、相当額を一般会計から収入しておりました。額にして約5,160万円であります。これを加え前年度と比較しますと、給水収益につきましては約1,600万円、率にしまして5.4%の減でありました。

2項営業外収益は2億5,004万4,704円で、内訳は、減価償却に対する補助金相当の長期前受金戻入及び他会計補助金でございます。

3項特別利益3,613万6,588円は、過年度減価償却に対する長期前受金の戻入れの修正による特別利益でございます。

下段の支出でございます。配水・給水に関わる費用や人件費、減価償却費等の費用となっております。

1款水道事業費用の決算額は5億8,839万3,800円となり、前年度比較で4,984万1,039円、率にしまして7.8%の減となっております。

1項営業費用は5億6,335万2,040円、前年度比較で5,285万6,914円、率にしまして8.6%の減となっております。減額の主な理由といたしましては、東日本大震災により流出した固定資産の除却が令和5年度で完了したことにより、資産減耗費が減額となったものであります。

2項営業外費用は2,503万2,134円、前年度比較で300万6,249円、率にしまして13.6%の増となっております。企業債償還金などの費用でございます。

なお、収益的収支に係る前年度比較等につきましては、決算書附属書類の274ページに事業収支に関する事項を載せてありますので、併せて御確認願います。

次に、264ページ、265ページをお開き願います。

4条予算、資本的収入及び支出でございます。配水本管等設備の改良をするための支出とその財源となる企業債、補助金などの収入になります。

上段の収入、1款水道資本的収入の決算額は9,663万3,000円となり、前年度比較で7,248万8,625円、率にしまして42.9%の減でございます。要因につきましては、老朽管更新事業につきまして、下段の支出のほうにもございますとおり約2億4,800万円を繰越ししたことによるものでございます。

1項企業債は6,400万円で、前年度実施した老朽管更新事業の財源として借入れを行ったものでございます。

2項出資金は、繰越しが生じたことによりゼロになっております。

3項負担金は、消火栓の設置、整備に係る一般会計負担金でございます。

4項補助金は3,083万3,000円で、国庫補助金でございます。

下段の支出、1款水道資本的支出の決算額は3億1,445万6,430円となり、前年度比較で7,219万8,817円、率にしまして18.7%の減でございます。要因につきましては、収入でも御説明いたしましたが、2億4,800万円の繰越しが生じたことによるものでございます。

なお、建設改良工事の概要につきましては、決算書附属書類の273ページに記載しておりますので、併せて御確認をお願いします。

2項企業債償還金は1億6,416万5,630円で、前年度比較で203万5,233円、率にしまして1.3%の増となっております。

4条の決算につきましては、2億1,782万円ほど収入が支出に対し不足しておりますが、欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金、消費税調整額等で補填してございます。

以上が令和6年度の決算の概況ですが、収益的支出と資本的支出の合計から減価償却費を除いた決算の事業規模5億4,554万円は、前年度比較で1億2,785万円、率にしまして19%の減となりました。

次に、財務諸表について説明をさせていただきます。

267ページをお開き願います。

令和6年度水道事業損益計算書でございます。

この損益計算書は、令和6年度の事業成績を明らかにするための収益、費用、純利益の報告書になります。金額は税抜きでございます。

営業収益から営業費用を差し引きました営業損失につきましては、2億4,126万3,338円となりました。マイナスの主な要因につきましては、固定資産の増加に伴う減価償却費の増によるものでございます。これに営業外収益、費用を含めた経常損失につきましては1,084万9,335円となっております。特別利益、特別損失を加えた当年度純利益は2,527万7,627円となり、黒字となりました。その結果、繰越しの欠損金につきましては、当該純利益をもって充てることと法で規定されておりますので、3,462万9,510円となっております。

次に、268ページ、269ページをお開き願います。

余剰金計算書でございますが、この計算書は、資本金、利益剰余金が年度中にどのように増減したかの内容を表すものでございます。下段には欠損金の処理計算書が載ってございます。

次に、270、271ページをお開き願います。

令和6年度末現在の水道事業貸借対照表でございます。

この表は水道事業の財政状況を表すもので、令和6年度末日現在の保有資産、負債及び資本を総括的に表しているものになります。

270ページの資産の部、中段の固定資産の合計は119億6,852万4,252円で、前年度末から2億2,067万3,562円、率にして1.8%減少し、現金などの流動資産と合わせた最下段の資産合計は120億2,155万5,658円でございます。

これに対し資本がどのように得られたかを示す負債・資本については、271ページ、負債の部合計は中段にありますとおり102億5,495万3,502円で、企業債が8億9,101万5,294円、国庫補助金などの繰延収益91億7,209万1,214円となっております。全体の負債・資本の合計が120億2,155万5,658円となっておりまして、バランスシートですので資産合計と一致するものでございます。

272ページ以降は、決算附属書類として建設工事の概要、業務量、キャッシュフロー等を載せておりますので、併せて御確認くださるようお願いいたします。

以上、水道事業会計決算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって認定第6号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第7号令和6年度南三陸町下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和6年度南三陸町下水道事業会計決算の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寺洋明君） それでは、認定第7号令和6年度南三陸町下水道事業会計決算の細部説明をさせていただきます。

決算書は291ページ、292ページをお開き願います。

まず、3条予算、収益的収入及び支出でございます。1年間の企業の経営活動に伴い発生した収益と費用でございます。

上段収入から、1款下水道事業収益の決算額は1億1,929万8,827円、前年度比較で2,308万5,688円、率にしまして24%の増となっております。

1項営業収益における下水道使用料につきましては、税抜きでの前年度比較で約32万円、率にしまして2.1%の減となっております。

2項営業外収益は1億246万6,405円で、前年度比較で2,357万5,316円、率にしまして29.9%の増となっております。要因といたしましては、他会計補助金が増額となったものでございます。

下段の支出でございます。主に施設の運転管理に関わる費用や人件費、減価償却費等の費用となっております。

1款下水道事業費用の決算額は1億1,415万6,455円となり、前年度比較で9,602円、0.1%の減となっております。

1項営業費用は1億566万5,053円、前年度比較で304万5,816円、率にしまして3.3%の増となっております。要因といたしましては、歌津浄化センター更新事業に伴い汚泥の引き抜き量の増加及びマンホール修繕工事の実施等によるものでございます。

2項営業外費用は849万1,402円、前年度比較で182万5,018円、率にしまして17.7%の減となっております。企業債利息などの費用でございます。

なお、収益的収支に係る前年度対比等につきましては、決算書附属書類の303ページに事業収支に関する事項を載せてありますので、併せて御確認をお願いいたします。

次に、293、294ページをお開き願います。

4条予算、資本的収入及び支出でございます。下水道設備の改良をするための支出、その財源となる企業債、補助金などの収入になります。

上段の収入1款下水道資本的収入の決算額は1億441万4,525円となり、前年度比較で450万3,725円、率にしまして4.1%の減でございます。要因につきましては、歌津浄化センター更新事業の財源として企業債を利用したこと等により出資金等が減額となったものでございます。

下段の支出1款下水道資本的支出の決算額は1億1,794万4,122円となり、前年度比較で2,634万5,499円、率にしまして28.8%の増でございます。要因といたしましては、歌津浄化センター更新事業費が増額となったものでございます。

なお、建設改良工事の概要につきましては、決算書附属書類の302ページに記載しておりますので、併せて御確認をお願いいたします。

2項企業債償還金は4,742万8,622円で、前年度比較で79万3,499円、率にしまして1.7%の増となっております。

4条の決算につきましては、1,353万円ほど収入が支出に対し不足しておりますが、欄外に記載のとおり消費税収支調整額等で補填してございます。

次に、財務諸表について御説明をさせていただきます。

296ページをお開き願います。

令和6年度下水道事業損益計算書でございます。

この損益計算書は、令和6年度の事業成績を明らかにするための収益、費用、純利益の報告書になります。金額は税抜きでございます。

営業収益から営業費用を差し引きました営業損失につきましては8,785万5,644円となりました。マイナスの主な要因につきましては、歌津浄化センターの汚泥引き抜き量の増加に伴う処理場費の増及び減価償却費の増によるものでございます。これに営業外収益、費用を加えた当年度純利益は401万9,881円となり、黒字となりました。その結果、繰越しの欠損金につきましては、当該純利益をもって充てることと法で規定されておりますので、1,226万4,474円となりました。

次に、297、298ページをお開き願います。

余剰金計算書でございますが、この計算書は、資本金、利益剰余金が年度中にどのように増減したかの内容を示すものでございます。下段には欠損金の処理計算書が載ってございます。

次に、299ページ、300ページをお開き願います。

令和6年度末現在の下水道事業貸借対照表でございます。

この表は下水道事業の財政状況を表すもので、令和6年度末日現在の保有資産、負債及び資

本を総括的に表しているものになります。

299ページの資産の部、中段の固定資産の合計は19億5,938万7,993円で、前年度末から136万2,070円、率にしまして0.1%減少し、現金などの流動資産と合わせた最下段の資産合計は20億2,847万4,216円でございます。

これに対し資本がどのように得られたかを示す負債・資本につきましては、300ページ、負債の部合計は中段にありますとおり18億8,369万7,270円で、企業債が3億3,590万3,682円、国庫補助金などの繰延収益が14億9,236万4,295円となっております。全体の負債・資本の合計が20億2,847万4,216円となっておりまして、バランスシートですので資産合計と一致するものでございます。

301ページ以降には、決算書附属書類として建設工事の概要、業務量、キャッシュフロー等を載せておりますので、併せて御確認くださるようお願いいたします。

以上、下水道事業会計決算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって認定第7号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第8号令和6年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和6年度南三陸町病院事業会計決算の細部説明を求めます。南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） それでは、認定第8号令和6年度南三陸町病院事業会計決算の細部説明をさせていただきます。

細部説明に入らせていただく前に、本年度もこの決算書には表していない当院への各種支援

について御報告を申し上げます。

令和6年度におきましても、令和5年度に引き続き宮城県から自治医科大学卒業医師の派遣事業で内科医師1名の派遣をいただき、東北大学病院からは、地域医療支援事業として内科医師1名の支援をいただくとともに、外来非常勤科に対する医師の定期派遣をいただいております。また、同大学病院からは、月20日程度の当直支援や土日・祝日等の日当直についても御支援をいただいているところでございます。さらに透析診療では、診療開始以来、継続して透析診療に関わるシステム管理を行っていただくるとともに、所属の透析担当医師による毎週1回程度の透析診療にも御協力をいただいているところでございます。改めて感謝を申し上げさせていただきます。

それでは、細部説明をさせていただきますが、初めに、令和6年度の患者数を申し上げますので、決算附属書類の330ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、入院が2万5,541人、外来は4万1,243人で、令和5年度との比較では、入院で1,736人の減、外来では2,984人の減となりました。1日当たりの患者数では、入院が70.0人、外来は169.7人で、令和5年度との比較では、入院で4.5人の減、外来で10.8人の減となってございます。減となりました主な要因は、整形外科が常勤から非常勤体制に変更となったことによるものでございます。

決算書にお戻りいただきます。

318ページ、319ページとなりますが、収益的収支に関する令和5年度との比較対比につきましては附属書類の331ページに記載されてございますので、併せて御確認をいただきます。

それでは、318ページ、319ページ、収益的収入及び支出について説明をいたします。

初めに、収入になります。

病院事業収益は16億8,307万8,770円で決算し、令和5年度との比較では1億3,055万2,093円、7.2%の減となりました。予算に対する収入率は83.5%でございます。このうち医業収益は1億1,400万5,122円、8.7%の減となってございます。

次に、支出につきましては、病院事業費用として18億9,490万8,066円で決算し、令和5年度との比較では6,094万1,953円、3.3%の増となりました。予算額に対する執行率は94.0%、このうち医業費用は18億7,884万2,111円で決算し、令和5年度と比較では5,655万3,317円、3.1%の増でありました。

次に、320ページ、321ページの資本的収入及び支出でございます。

施設の整備や企業債の償還等の支出、この財源として企業債収入や一般会計からの出資金が計上されてございます。

初めに、収入でございますが、病院事業資本的収入額は1億6,120万9,589円で決算し、令和5年度との比較では3,898万9,491円、19.5%の減となりました。医療機器等の購入による企業債による収入減が主な要因でございますが、企業債の内訳につきましては、決算附属書類333ページに詳細を記載してございます。

続きまして、支出でございます。

病院事業資本的支出ですが、1億6,034万592円で決算し、令和5年度との比較では3,985万2,132円、19.9%の減となりました。減となりました主な要因は建設改良費の減となります、建設改良費に関する重要契約につきましても、決算附属書類の332ページに記載をしてございます。

続きまして、財務諸表について御説明いたします。

322ページを御覧ください。

損益計算書でございます。

事業年度の経営成績を明らかにするために作成する決算書類で、税抜きでの表記となりますので、318ページ、319ページの決算報告書の数値とは合致いたしません。

まず、医業収益が11億9,103万6,580円で、令和5年度と比較では1億1,300万405円、8.7%の減となりました。

次に、医業費用は18億2,640万4,878円で、令和5年度との比較では5,851万4,350円、3.3%の増となり、差引き6億3,536万8,297円の医業損失となりました。医業収益が減少に転じた一方で、医業費用は給与費等の増額となったことから、令和5年度との比較では、医業損失が1億7,151万4,755円の増という結果となりました。また、医業外収益が4億8,689万4,936円と、令和5年度との比較では1,620万6,334円、3.2%の減となってございます。

なお、一般会計負担金は3億4,000万円で、令和5年度と同額となってございます。

その他医業外費用及び特別利益損失を加えた最終的な当年度の純損失は2億1,182万9,296円となり、前年度繰越欠損金が8億4,977万7,215円となってございますので、年度末での未処理欠損金の額は10億6,160万6,511円となりました。

年度別の損益の状況は、決算附属書類の333ページに記載をしてございます。

なお、その他特別損失452万106円につきましては、南三陸町医学生等修学資金貸付制度にお

いて、病院業務への従事期間が満了となった者2名について償還免除したことと、令和6年度12月会議において権利の放棄を御決定いただいた診療費の不納欠損によるものでございます。

貸付金の運用状況につきましては、決算附属書類338、339ページを御覧いただきたいと思います。

次に、323ページ、324ページをお開きください。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したかの内容を示すもので、当年度の変動といたしましては、自己資本金に一般会計からの繰入金を、資本剰余金には南三陸町医学生等修学資金貸付基金の利息を計上してございます。

下段の欠損金処理計算書ですが、自己資本金、資本剰余金及び未処理欠損金等が議会の議決による処分により変動した残高の計算書となってございますが、令和6年度内の変動はございません。

次に、325、326ページをお開きください。

病院事業貸借対照表でございます。

事業年度末の財政状況を明らかにするために作成される決算書類でございます。

資産といたしましては、建物等の固定資産、現金等の流動資産を合わせて40億2,403万1,834円、令和5年度との比較では現金預金の減少、固定資産の償却等により3億3,614万4,960円減少してございます。

対して、負債及び資本でございますが、負債は企業債繰延収益としての長期前受金等を合わせて41億529万8,339円、これに資本金合計を合わせた負債・資本合計が、バランスシートでございますので資産合計額と一致するものでございます。

以上、財務諸表の説明とさせていただきますが、328ページから339ページに決算附属書類として事業内容等を詳しく掲載してございますので、併せて御確認いただければと思います。

以上、病院事業会計決算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって認定第8号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第9号令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明を求めます。南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） それでは、認定第9号令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明をさせていただきます。

決算書、340、341ページからとなります。

収益的収支に係る令和5年度との比較対比や事業概要につきましては、決算附属書類348ページ以降に記載をしてございますので、併せて御確認をお願いいたします。

それでは、340、341ページの収益的収入及び支出について説明をいたします。

初めに、収入でございます。

訪問看護ステーション事業収益は4,666万427円で決算し、令和5年度との比較では55万4,394円、1.2%の減となりました。主な要因は、利用者の減少に伴う訪問看護療養費の減収というものによるものでございます。

次に、支出につきましては、訪問看護ステーション事業費用として4,726万67円で決算し、令和5年度との比較では、給与費、経費の増により447万7,576円、10.5%の増となりました。

続きまして、財務諸表について御説明いたします。

342ページを御覧ください。

損益計算書でございます。

事業年度の経営成績を明らかにするために作成する決算書類で、税抜きの表記でございますので、340、341ページの決算報告書の数字とは合致いたしません。

まず事業収益が4,620万8,738円、それに対して事業費用は4,678万1,510円と、差引き57万

2,776円の事業損失が生じました。そのほか事業外収益、費用及び特別利益、損失を加えた最終的な当該年度の純損失は59万9,640円となります。結果、当年度未処理剰余金の額は3,260万3,917万円となりました。

次に、343ページ、344ページをお開きください。

剰余金計算書でございますが、資本剰余金、利益剰余金が年度の途中にどのように増減したかの内容を示すもので、当年度の変動といたしましては、利益剰余金に当年度純損失として59万9,640円を計上してございます。

次に、剰余金処分計算書でございますが、令和6年度内の変動はございませんでした。

続きまして、345、346ページをお開きください。

訪問看護ステーション事業貸借対照表でございます。

事業年度末日の財政状況を明らかにするために作成される決算書類でございます。

資産といたしましては、車両の有形固定資産、現金等の流動資産合わせて3,508万6,964円、令和5年度との比較では、固定資産の償却等により63万5,753円減少してございます。

対して、負債及び資本でございますが、負債は未払金、繰延収益としての長期前受金等を合わせて61万4,382円、資本は利益剰余金として3,447万1,582円で、負債・資本合計が、バランスシートでございますので資産合計と一致するものでございます。

以上、南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって認定第9号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと

決定されました。

以上、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの9案は、全て認定すべきものと決しました。

本特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告書を作成し、議長に報告することといたします。

これをもって令和6年度決算審査特別委員会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。

以上をもちまして、令和6年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

私から一言御挨拶申し上げます。

令和6年度の決算審査特別委員会、皆様の御協力によりまして滞りなく済ませることができましたことを感謝申し上げますとともに、答弁をいただきました職員の方々にも御礼を申し上げたいと思います。今日はいろいろとありがとうございました。

これをもちまして、令和6年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時54分 閉会